



「みんなで決めよう「原発」国民投票」事務局御中

(03-3200-9274)

問 「原発」を今後どうするのかについて諮問型国民投票を実施する。

回答 ■ どちらでもない。

[その理由]

わが国は、主権者たる国民の投票により選ばれた国会議員が、立法府（国会）において、法律の審議を通じて個別政策を決定している。すべての個別的な政策を国民投票で決することは、国権の最高機関たる国会の軽視につながるとの懸念がある。

日本国憲法では、①地方特別法の住民投票（第95条）、②憲法改正の国民投票（第96条）、③最高裁判事の国民審査（第79条2項）だけに国民投票制度は採用されているが、これまでも重大な政治政策問題などについて、国民投票を行うことの是非について、議論されてきた経緯がある。

国民投票の実施については、今一度慎重な議論を要する問題であり、短兵急に“原発”の問題で国民投票を行うことは慎重であるべきと考える。

平成23年8月10日

自由民主党